

**高岡市子どもとおでかけ事業における企画・運營業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領**

**1 趣旨**

富山県内の全市町村と交通事業者が連携して実施する「子どもとおでかけきっぷ」(※)の効果促進策として、富山県内の小学生と保護者が公共交通を使いながら市内各所を周遊する事業を実施し、市内の公共交通と市の魅力を発見するきっかけづくりを行う。

※ 詳細は別紙1「令和6年度子どもとおでかけきっぷの配布について」を参照。

**2 業務委託内容**

別紙2「高岡市子どもとおでかけ事業における企画・運營業務委託仕様書」のとおり

**3 業務委託期間**

契約締結日から令和6年8月31日(土)まで

**4 委託費の上限額**

金755,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

**5 参加資格**

本プロポーザルに参加する者(以下「提案者」という。)は、次の要件を全て満たす者であること。

- (1) 法人格を有する企業、団体であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
- (3) 提案書の提出時点で、会社法(平成17年法律第86号)第475条又は、第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破算手続の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者(会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以降を審査基準とする経営事項審査を受け更生計画又は更生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。
- (4) 提案書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を高岡市から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。)若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。

**6 提案書等提出の手続**

提案者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出物

- ① 提案書(任意様式)

- ア 記載内容 イベント名  
イベント内容  
業務スケジュール、作業体制、業務実績
- イ 提出媒体 A4サイズにて紙出力。ページ数は問わない。
- ウ 提出部数 業者名を記載したもの 1部、業者名を記載しないもの 6部
- ② 「高岡市こどもとおでかけ事業における企画・運營業務委託」見積書  
(高岡市長あて) 1部
- (2) 提出期間  
令和6年4月17日(水)から令和6年5月13日(月)の8時30分から17時15分
- (3) 提出場所  
高岡市未来政策部総合交通課  
〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号  
FAX 0766-20-1414 E-mail kotsu@city.takaoka.lg.jp
- (4) 提出方法  
持参又は郵送(提出期限内必着)

## 7 質問の受付及び回答

提案書の作成及び提出に関する質問については、次のとおり受付及び回答を行う。

- (1) 受付期間  
令和6年4月17日(水)から令和6年4月24日(水)(閉庁日除く)の8時30分から17時15分
- (2) 提出場所  
高岡市未来政策部総合交通課  
〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号  
FAX 0766-20-1414 E-mail kotsu@city.takaoka.lg.jp
- (3) 提出方法  
質問書(任意様式)に質問事項を記載の上、持参、郵送、FAX、電子メールにより提出すること。(受付期間内必着)
- (4) 質問に対する回答  
質問者に対し、令和6年4月25日(木)17時15分までに、電子メールで回答する。

## 8 受託候補者の選定

- (1) 審査会の実施  
審査会を開催し、提出書類、プレゼンテーション及び質疑回答による審査を行い、点数の合計が最も高い提案者を受託候補者として選定する。なお、審査会は非公開により行う。  
受託候補者とするのは、審査委員による評価の合計点の平均が、60点以上の提案者に限る。  
評価項目、評価基準及び配点は別紙3のとおりとする。
- (2) プレゼンテーションについて  
提出された提案書をもとに、審査会によるプレゼンテーションを実施する。
- ① 実施日時(予定)

令和6年5月17日（金）13:30～

② 実施方法

15分以内（プレゼンテーション10分、質疑回答5分）

③ 留意点

提出した企画案書等の範囲を逸脱しないこと。（質疑応答を除く。）

企画提案書以外の追加提案、追加資料は受け付けない。

ウェブ会議システムを活用し、オンラインでのプレゼンテーションも可とする。

※オンライン対応を希望する場合は、令和6年5月13日（月）までに総合交通課に連絡し、当日の対応について確認すること。

(3) 審査結果の通知

審査終了後、書面により以下の内容を通知する。

① 選定または非選定の結果及び総得点

② 委託候補者の名称、所在地、総得点

③ 委託候補者以外の者の各総得点（社名等は、非公開とする。）

④ 委託候補者以外の者にあつては、選定されなかった理由

(4) その他

点数の合計が最も高い提案者が複数あつた場合は、参考見積書の金額の低い方の提案者を受託候補者とする。

## 9 契約手続

委託候補者と本市の間で随意契約を締結する。

ただし、委託候補者が参加資格を満たさないと判明した場合、またはその他の理由により契約が不可能となつた場合は、選定結果が次点の者を委託候補者とする。

なお、契約にあつては、提案内容をそのまま実施することを約束するものとは限らないので、留意すること。

## 10 失格事項

提案者もしくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 提案書の提出方法、提出先及び提出期間に適合しないもの。

(2) 参考見積書の金額が、委託費の上限額を超過したもの。

(3) 選定結果に影響を与えるような不正な行為を行ったもの。

(4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たもの。

## 11 その他

(1) 提出された書類は返却しない。

(2) 業務委託により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、高岡市に帰属するものとする。

## 12 問合せ先

高岡市未来政策部総合交通課 窪田、山元

〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号

TEL 0766-20-1139/FAX 0766-20-1414 E-mail kotsu@city.takaoka.lg.jp